

平成23年度公共事業労務費調査（10月）委託業務の条件付一般競争入札の実施について

下記の調査業務に係る条件付一般競争入札を実施する予定であるので、参加を希望する場合には関係資料を作成の上、提出してください。

平成23年6月22日

契約担当者 沖縄県知事 仲井眞 弘多

1. 条件付一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名：平成23年度 公共事業労務費調査（10月）委託業務
- (2) 業務箇所：沖縄県内
- (3) 業務内容：公共事業労務費調査委託
- (4) 業務の期限：平成23年12月16日
- (5) 本業務は、公共事業の工事費積算に用いる公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料として、公共事業等に従事した建設労働者に支払われた賃金を、職種別に把握することを目的とする。

2. 入札参加資格要件及び入札資格参加者選定基準

沖縄県の調査・測量・コンサルタント等入札参加資格者名簿に記載されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき更正手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者。）であって、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法又は民事再生法に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 過去5年間に、この公告の主業務である公共事業労務費調査と同種又は類似の業務について実績があること。
- (4) 配置予定の技術者は、過去5年間にこの公告の主業務である公共事業労務費調査と同種又は類似の業務について実績があること。
- (5) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書提出期限から、当該業務の入札日までの間において、本県の指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (7) 沖縄県内に本店、支店又は営業所があること。

3. 条件付一般競争入札参加資格確認申請書の提出等

本競争の入札参加希望者は、2. に掲げる入札参加資格を有することを証明するために次に従い条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに資格確認資料を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 配置予定技術者の資格等（様式1）
- (3) 同種、類似業務の業務実績（様式2）

4. 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の配布及び提出先

- (1) 期間：平成23年6月22日（水）から平成23年7月6日（水）まで。
（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで）
- (2) 配布・提出先：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県土木建築部 技術管理課（県庁11階）
電話番号 098-866-2374

5. 入札参加資格確認結果通知書及び見積依頼

- (1) 平成23年7月20日（水）に郵便等をもって本業務に関する入札参加資格確認結果通知及び見積依頼を行う予定である。

見積依頼は、入札参加資格確認結果通知書で入札資格があると認められた者に行うものとする。

なお、見積に係る費用は、入札参加資格者が負担するものとする。

- (2) 入札参加希望者のうち、入札参加資格確認結果通知書で入札資格がないとあった者はその理由を求めることができる。
- (3) 説明を求める場合には平成23年7月27日（水）までに土木建築部技術管理課長へ書面を持参して行わなければならない。
- (4) 説明を求められた場合は、(3) の説明を求める期限の翌日から5日（ただし土日・祝祭日は除く）以内に書面をもって回答する。

6. 入札場所及び日時

- (1) 入札日時：平成23年8月12日（金）10時
- (2) 入札場所：沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県庁11階 第1入札室

7. 入札保証金：入札保証金の率は、金額入札金額の100分の5以上とする。ただし沖縄県財務規則100条第2項第1号～2号に該当すると認められるときは、免除する。

8. 契約保証金：契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。ただし沖縄県財務規則101条第2項第1号～3号に該当すると認められるときは、免除する。

9. 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10. その他

- (1) 提出された入札参加資格確認申請書等は返却しない。なおこれを公表し、または無断で使用することはない。
- (2) 落札決定後、技術者を適切に配置しない場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。